

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 企業統治の体制の概要

(会社の機関と運営)

○ 取締役会は、平成30年6月21日現在7名で構成され、監査役4名の参加により原則月2回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には、執行役員4名も参加しており、経営の意思疎通を図っております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するほか、取締役の職務遂行を監督しており、銀行業務遂行の健全且つ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持増大させるため、コーポレート・ガバナンスの充実強化を図っております。

なお、取締役会で決定する重要事項のなかには、内部統制システムやコンプライアンスに関する事項も含めており、これらの業務遂行の意思決定機関としております。また、平成28年6月からは社外取締役を3名にし、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

○ そのほかの役員としては、取締役会が選任する執行役員があります。現在の人数は4名で、うち3名が元当行の社員です。当行の特徴は執行役員全員退職した後に起用していることで、これは、社員の延長としてではなく、完全に役員としての判断が出来る体制を確保したものであり、コーポレート・ガバナンス上の一翼を担っております。

○ 当行の業務執行では、営業、業務、事務、企画の4本部と独立部門として監査部を置く体制を採用しております。このうちコーポレート・ガバナンスを日常業務として直接担当しているのは企画本部の経営企画部です。経営企画部は企画本部長が統括しており、コーポレート・ガバナンスの企画立案、事前対策を担当しております。独立部門の監査部は社長が直接統括しており、コーポレート・ガバナンスの事後的な実態把握を担当しております。

○ コーポレート・ガバナンス面における当行のもう1つの特徴は、原則として社長以下本部長全員が、毎営業日朝に集合し、本部長会議を開催していることであります。本部長会議は、経営主導型の業務運営、本部長間の情報と問題意識の共有、社長と社員のパイプ役などを主な狙いとしております。営業戦略上の議題も取り上げられますが、コーポレート・ガバナンスに関する事項も企画本部長から報告され、必要に応じ出席者全員で議論のうえ、適切な施策を打ち出しております。

○ 当行は監査役会制度を採用しております。監査役会は平成30年6月21日現在、監査役4名で構成され、このうち2名は社外監査役で、原則月2回開催しております。監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の現況調査を通じて各取締役の業務執行状況を監査するとともに、常勤監査役は、監査結果検討会に出席し、適切な助言・提言を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

○ 当行は、いわゆる政策保有株式について、取締役会で保有目的、そのリターンとリスクを踏まえ方針を決定しております。地元企業につきましては、取引関係・取引先支援の観点から保有の是非を判断しております。その他の政策投資につきましては、売却または残高圧縮を基本方針としております。

○ 保有状況につきましては取締役会に報告しております。

○ 議決権行使にあたっては、短期的な業績や株価等に基づいた外形的・画一的な判断ではなく、非財務情報も踏まえ、かつ当該企業との取引関係や長期的な収益見通し等を踏まえた上で、政策投資担当部署が個別議案に対し賛否の決定を行っております。

○ 個別議案別議決権行使ガイドライン

1. 剰余金処分にに関する議案

企業の成長性や収益性との適切なバランスが保たれた分配配当であるかを審議し、賛否を決定いたします。

2. 取締役・監査役選任議案

a. 取締役・監査役候補者については、期待される役割を全うする資質を有しているかを求めます。

b. 社外取締役・社外監査役候補者については、その監督機能を果たすために十分な独立性の確保と期待される役割を果たす諸条件を満たしているかを求めます。

3. 役員報酬等に関する議案

役員報酬、退任取締役及び退任監査役への退職慰労金の贈呈、ストックオプション等については、業績や株主への利益配分に照らして妥当性を審議して賛否を判断いたします。

4. その他議案

a. 定款変更に関する議案

b. 組織再編に関する議案

c. 買収防衛策に関する議案

d. 株主提案に関する議案 等

当該提案が株主価値の保全・向上に資するものか、既存株主の権利を不当に制限するものでないかを審議し、賛否を決定いたします。

【補充原則1 - 4 - 1】

- 当行は、当行の株式を政策保有株式として保有している会社から売却等の申し出があった場合は、売却申出先の意思を尊重して対応することにしております。

【補充原則1 - 4 - 2】

- 当行は、政策保有株式について、保有目的、そのリターンとリスクを踏まえ、保有株式それぞれについて検証を行い、会社や株主共同の利益を害することのないよう対応しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

- 当行では、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。
 1. 役員については、銀行の承認なく競業取引ならびに自己取引を行うことは役員規程により禁止されております。
 2. 関連当事者を含めたお取引先との取引については、利益相反管理態勢の基本方針および利益相反管理規程を定め、利益相反のおそれのある取引事案については取締役会に報告し、協議することにしております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

- 当行は、企業年金を廃止しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

- 当行は、中期経営計画を策定し、会社の目指すところや経営戦略、経営計画を開示しております。
- 当行では平成20年7月にリスク管理の基本方針の整備を行い、経営管理（ガバナンス）の基本方針を定めております。具体的な考え方は次のとおりです。
 1. 当行が株主・取引先をはじめ市場や社会の信頼を維持していくためには、業務の健全性および適切性を確保しなければならない。
 2. 業務の健全性および適切性を確保するためには、当行の経営管理が有効に機能しなければならない。
 3. 経営管理が有効に機能するためには、役員および各組織がそれぞれの役割と責任を果たさなければならない。
- 当行は、取締役・執行役員の報酬について役員規程より定めております。具体的には、取締役の報酬はその総額を株主総会において定め、各取締役への配分は取締役会において決定することとしております。また、執行役員の報酬は取締役に準じて取締役会において定めるものとしております。
- 当行は、取締役・執行役員の選解任について役員規程に定めております。
取締役を新任または再任するときは、取締役会が推薦し、株主総会の決議により決定することとしております。また、役員規程に、不適格事由と懲戒手続きを定め、取締役の解任は、原則として取締役会が発議し、株主総会で決議することに定めています。
執行役員の選解任については、取締役会の決議により、決定することも定めております。
- 代表取締役をはじめとした経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際には、取締役会において個々の選任・指名についての説明がなされております。また、解任する場合も取締役会において説明することを定めております。
なお、現在まで解任された取締役はおりません。

【補充原則 3 - 1 - 1】

- 当行は、情報開示は重要な経営課題と認識しており、株主をはじめとしてステークホルダーに正確な情報が伝達できるよう、平易でかつ具体的な記載に努めております。

【補充原則 4 - 1 - 1】

- 取締役会で決定すべき事項は1. のとおりです。それ以外の事項は経営陣に委任されております。ただし、2. に掲げる重要事項については取締役会に報告することになっております。
 1. 取締役会決議事項
株主総会に関する事項、取締役にに関する事項、執行役員に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、組織および使用人に関する事項、重要な業務執行に関する事項、重要な営業譲渡および譲受け、多額かつ異例の借入、内部統制に関する事項、コンプライアンスおよびリスク管理の基本方針に関する事項、株主総会からの受任事項、その他法令または定款に定められた事項、関係会社の設立・統廃合、その他取締役会が重要と認めた事項
 2. 取締役会報告事項
業務執行状況、自己査定の結果および償却引当額、取締役の競業取引または自己取引について、取締役会で決定した経営の基本方針に基づく具体的な業務運営方針、その他当行経営にかかわる重要事項

【補充原則4 - 1-3】

- 取締役の推薦および代表取締役等経営陣幹部の選任は、取締役会の決議事項であり、その議論の場で適切な監督が行われております。また取締役若手を登用するなど、経営陣の刷新も適宜行われております。

【補充原則4 - 2 - 1】

- 当行は、役員の報酬について「役員規程」で定めております。取締役の報酬はその総額を第125回定時株主総会において定め、各取締役への配分は業績等を勘案して取締役会において決定しております。

なお、退職慰労金については、平成22年6月に廃止しております。

【補充原則4 - 3 - 2】

- 当行は、平成30年6月に開催した第152回定時株主総会において、新しい社長を外部から招聘しております。新社長は、人格、識見、能力、これまでの実績や手腕等を踏まえて人選しております。さらに地方銀行のトップには地域や地域金融機関の経営によく通じた人が望ましいと判断しました。そうした中でも、福島は被災地であるので、その復興への貢献ということを考えると、地域に通じていることが、他の地域の金融機関より強く望まれます。さらに加えて当行のことをよく知っている方であればなおよいと考えました。このような観点から、慎重に人選を進めた結果、現社長を選任しました。

【補充原則4 - 3 - 3】

- 当行は、取締役・執行役員の選解任について役員規程に定めております。取締役を新任または再任するときは、取締役会が推薦し、株主総会の決議により決定することにしております。また、役員規程に、不適格事由と懲戒手続きを定め、取締役の解任は、原則として取締役会が発議し、株主総会で決議することに定めています。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

- 当行は、取締役7名中3名の社外取締役を選任しております。また、監査役を含めた役員11名中社外役員は5名(社外取締役3名、社外監査役2名の計5名)と社外役員比率は45%を占めております。
なお、社外役員5名全員、独立社外役員として東京証券取引所に届出をしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

- 当行は独立社外取締役の選任にあたり、経営監督機能を発揮するために、当行からの独立性の確保を重視しております。
- 独立性の判断につきましては、東京証券取引所が定める規則に則り、その適任性については個別の候補者毎に取締役会で判断いたします。

【補充原則4 - 10 - 1】

- 当行は取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会は設置しておりませんが、独立社外取締役は、取締役会のほか、に営業店長会議に定期的に出席している他、その他の本部諸会議にも随時出席し、必要に応じて助言を行っております。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

- 取締役会は、当行の業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」を組み合わせ、取締役会全体としての知識・経験及び能力をバランスよく備えた構成となるよう専門知識や経験等の異なる取締役で構成しております。
- 当行の社外監査役1名は、元大学教授(専門は地方財政、地域論)として財務・会計に関する十分な知見を有しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

- 取締役会規程において、取締役会の役割を、1.業務の執行を決し、監督に当たること、2.業務の健全かつ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持増大させるためコーポレート・ガバナンスの充実強化を図ることと定めております。これらを実行するため、銀行内外を問わず広汎な知識・見識と経験・実績を有する者でバランスよく取締役会が構成されるよう人選しております。
- また、取締役会の規模につきましては、定款に10名以内と定めておりますが、当行の規模に見合っていると認識しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

- 当行の取締役、監査役、社外取締役、社外監査役について、他の上場会社の役員を兼任している者はありません。

【補充原則4 - 11 - 3】

- 当行では、各取締役および監査役を対象にアンケート調査を行い、取締役会の構成、取締役会および取締役の役割・運営について評価を実施しています。そのうえで平成29年4月の取締役会において、取締役会全体の実効性は十分確保されていることを確認しております。また、取締役会における議論のさらなる活性化に取り組んでいくことを課題として共有しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

- 取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要となるトレーニングの機会を継続して提供します。
- 取締役・監査役のトレーニングに関する費用は、当行が全額負担いたします。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

- 投資家向け広報活動の一環として平成15年5月から年2回県内地区別決算報告会および東京において年1回決算報告会を開催し、積極的な情報開示に努めております。今後も継続実施する方針としております。
- 株主との対話を積極的に行なうことを目的に平成19年3月に財務広報チーム内に「株主・株券担当」を設置し、現在は経営企画課「株主様相談所」として、株主の皆様からのご質問等にお答えしております。
なお、その他のコーポレートガバナンス・コードに関する当行の取組み状況及び取組み方針につきましては、当行のホームページに掲載しております。(http://www.fukushimabank.co.jp/)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	4,555,600	19.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,067,600	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	703,200	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	680,200	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	512,300	2.22
福島銀行従業員持株会	452,793	1.97
株式会社アラジン	393,100	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	355,800	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	334,400	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	329,100	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

割合(%)につきましては、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀧 晃	他の会社の出身者											
川手 晃	他の会社の出身者											
二瓶 由美子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧 晃	○	独立役員として選任しております。	会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また、大株主企業並びに主要な取引先の出身者等でもないため、独立性が高く長年にわたる経営者としての経験及び幅広い見識を踏まえた上で客観性や中立性を確保した経営者の職務遂行を行うことができ、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断するため。

川手 晃	○	独立役員として選任しております。	会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また、大株主企業並びに主要な取引先の出身者等でもなく、独立性は高い。元地公体副知事かつ団体役員としての優れた知識と経験を有しており、客観性や中立性を確保した経営者の職務遂行を行うことができ、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断するため。
二瓶 由美子	○	独立役員として選任しております。	会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また、大株主企業並びに主要な取引先の出身者等でもなく、独立性は高い。また、長年にわたり短期大学で教鞭を執り、法学、女性学等の専門的な知識を有しており、客観性や中立性を確保した経営者の職務遂行を行うことができ、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断するため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

- 当行は、他の部署から独立した内部監査部門として監査部を設置しています。被監査部門からの独立性を確保した上で業務監査に当たっており、平成30年6月末現在9名で構成されております。監査役は、取締役会や監査結果検討会への出席のほか、本支店の業務監査等を行うなど、業務及び財産の状況に関する調査等を実施しております。
- 内部監査部門では内部監査を通じて内部統制の有効性・適切性を検証し、当行の財産報告の信頼性の確保と業務効率の向上に努めております。内部監査部門と監査役との連携については、監査結果について常勤監査役と意見交換する監査結果検討会を開催するほか、内部監査に係る報告を行う場である監査会議を関連部署と毎月開催し意見交換を行っております。重要な監査結果については、取締役会において報告されております。監査役と会計監査人は、定期的な会合を持つほか適時に会合を持つなど、緊密な連携を保ちながら積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査を行っております。内部統制部門は、監査結果についての毎月の監査会議に出席し、監査実施状況等について意見交換を行い、情報の共有化を図りながら内部統制の実態と問題点の把握に努めております。
- 社外監査役は、監査役会に定期的に出席している内部監査部門の責任者等と直接意見交換を行うなど適切な監督・監査を実施しております。また、会計監査人とは定期的に意見交換を行い、連携を深めております。内部統制部門の実態等については、常勤監査役を通して報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
新開 文雄	弁護士												
清水 修二	学者												

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新開 文雄	○	独立役員として選任しております。	会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、また、大株主企業並びに主要な取引先の出身者等でもないため独立性が高く、長年の弁護士としての経験及び幅広い見識を踏まえた上で客観性や中立性を確保した経営者の職務遂行監査を行うことができ、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断するため。
清水 修二	○	独立役員として選任しております。	会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、また、大株主企業並びに主要な取引先の出身者等でもないため独立性が高く、大学教授としての経験及び幅広い見識を踏まえた上で客観性や中立性を確保した経営者の職務遂行監査を行うことができ、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断するため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

- 独立役員の資格を充たす社外役員は、すべて独立役員に選任しております。
- 1. 瀧澤 晃
平成25年6月から独立役員に選任しております。当期中に開催した取締役会20回中19回に出席しております。
- 2. 川手 晃
平成28年6月の株主総会で社外取締役として選任され、独立役員に選任しております。当期中に開催した取締役会20回中19回に出席しております。
- 3. 二瓶由美子
平成28年6月の株主総会で社外取締役として選任され、独立役員に選任しております。当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。
- 4. 新開文雄
平成23年6月から独立役員に選任しております。当期中に開催した取締役会20回中全てに出席。また、当期中に開催した監査役会21回中全てに出席しており、当行とは利害関係のない見地から必要な発言等を適宜行っております。
- 5. 清水修二
平成28年6月の株主総会で社外監査役として選任され、独立役員に選任しております。当期中に開催した取締役会20回中全てに出席。また、当期中に開催した監査役会21回中全てに出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当面ストックオプションの導入の予定はありません。
株主総会において取締役の役員報酬の月額(上限)を予め定めております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に対する当年度の報酬等の総額は、支給人数9名で98百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 当行は、従来より社外監査役2名を選任しておりましたが、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため平成25年6月より社外取締役1名を選任し、加えて平成28年6月新たに2名の社外取締役を選任しております。
なお、当行と社外取締役及び社外監査役の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、特筆すべき事項はありません。
- 当行の社外取締役は3名で、一人は長年にわたる企業経験でかつ大学教授として専門的知識と豊富な経験を有しております。また、もう一人は、元地公体副知事かつ団体役員としての優れた知識と経験を有しております。三人目は長年にわたり短期大学で教鞭を執り、法律学、女性学等の専門的な知識を有しております。それぞれの豊富な経験と幅広い見識のもと、当行の経営を監督していただくとともに、当行の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。当行の社外監査役のうち1名は弁護士(専門は企業法務)、1人は大学教授(専門は地方財政・地域論)です。両名とも本人及び役員若しくは使用人となっている会社等とは当行との利害関係は全くなく独立役員の立場にあります。
なお、社外取締役及び社外監査役を選定するための当行からの独立性に関する基準及び方針については定めてはおりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。社外監査役は、社長をはじめ取締役、執行役員など経営陣の業務執行の合法性、合理性、妥当性をチェックしており、取締役会でも積極的に発言するなどその機能は高いと考えております。
- 当行は、平30年6月21日現在、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当行の取締役会は、平成30年6月21日現在7名で構成され、監査役4名の参加により原則月2回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には、執行役員3名も参加しており、経営の意思疎通を図っております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するほか、取締役の職務遂行を監督しており、銀行業務遂行の健全且つ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持増大させるため、コーポレート・ガバナンスの充実強化を図っております。なお、取締役会で決定する重要事項のなかには、内部統制システムやコンプライアンスに関する事項も含めており、これらの業務遂行の意思決定機関としております。また、平成25年6月からは社外取締役1名を選任し、加えて平成28年6月には2名の社外取締役を選任して経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。
2. 当行は監査役会制度を採用しております。監査役会は平成30年6月21日現在、監査役4名で構成され、このうち2名は当行と利害関係のない社外監査役です。監査役は、原則月2回開催される監査役会へ出席し、業務及び財産の現況調査を通じて各取締役の業務執行状況を監査するとともに、常勤監査役は、監査結果検討会に出席し、適切な助言・提言を行っております。
また、監査役と内部監査部署との会議が毎月1回行われており、本部、営業店監査報告等を通した意見交換と情報の共有化を図るとともに、内部統制の実態や問題点の把握が速やかに行える体制となっております。
3. 連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在していません。
4. 取締役の報酬は、報酬の総額を株主総会で定め、各取締役への報酬等は取締役会において決定するものとしております。監査役の報酬等の協議については、監査役全員の同意がある場合には、監査役会において行うことができるとしております。
役員退職慰労金制度は、平成22年4月27日の取締役会で廃止を決議し、平成22年6月22日の株主総会で打ち切り支給することを決定しております。
5. 公認会計士法第2条第1項に規定する監査証明業務に基づく報酬は54百万円であります。
6. 会計監査人は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、監査業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

- 監査業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数は、全員7年以内であるため記載しておりません)

牧野 あや子

高原 透

- 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士12名、公認会計士試験合格者等5名、その他10名

7. 取締役の定数及び選解任の決議要件

- 取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。
- 取締役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- 当行は、従来より社外監査役2名による経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化に努めておりますが、なお一層の強化を図るため平成25年6月に社外取締役1名を選任、平成28年6月に新たに社外取締役2名を選任しております。これにより、従来にも増して相互牽制が図られ、また、監督・監査機能が十分に発揮されることから、コーポレート・ガバナンスにおいて適切な体制が構築されたと判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月5日に発送済であります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた日時を設定し、多くの株主の皆様の出席を望んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月23日開催した株主総会から電子投票を導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年6月23日開催した株主総会から英訳の招集通知を作成し、東証および当行ホームページに掲載しております。
その他	個別注記表及び連結注記表並びに業務の適正化を確保する体制を当行のホームページに掲載し、Webにより開示しております。 また、株主総会の招集通知はホームページにも掲載しており、わかりやすい情報開示に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長が福島県内の福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、白河市および南相馬市の6地区に出向き決算内容の説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書又は四半期報告書等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	- 平成24年11月から尾瀬の環境保護を目的としたエコ定期「みんなの尾瀬」の発売や授産施設製品の展示即売会の開催、こども向けワークショップの開催、各種団体への助成金の支援等を行っております。 - また、女性の活躍促進に向けて、組織の活性化が必要不可欠であり、女性のキャリアアップを支援し、更なる活躍ができるよう積極的に取り組むことは重要であると考えております。平成30年3月末時点での女性管理職の割合は、全体の19.1%であります。 前年末に対し2.3%アップしております。現在、2支店長、5出張所長、本部の2課長に女性を登用しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当行は、取締役会において、「内部統制に関する基本方針」及び「財務報告に関する内部統制の基本方針」を定め、内部統制システムの充実を図っております。当行は、これを法令による外部からの他律的な強制と捉えず、リスクの所在を発見し、その事前防御策を用意する自律的な仕組みと捉えており、内部統制の充実は内部管理やリスク管理の強化、更には収益力の向上に通じると確信し、日々そのレベルアップに努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、平成20年12月22日に制定した「反社会的勢力に対する基本方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を遮断することを定め、このための取組みを行っております。さらに、この取組みを一層強化するために、平成21年7月1日より銀行取引約定書と平成22年4月27日より預金規定等に、反社会的勢力との取引の停止や解約に関する規定を盛り込んでおります。これに加えて、東日本大震災復興事業に関する暴力団介入事案の発生が危惧されていることも踏まえ、反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行えるよう平成24年2月より融資取引、当座勘定規定の暴力団排除条項を、実態に即してより明確化するように改正いたしました。

また、反社会的勢力に対応する統括部署を明確にするとともに、問題発生時の具体的対応を記す行動指針を整備し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関などとも連携をとりつつ、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを積極的に推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制図】

